

男女共同参画推進連携会議

第3回ワークライフバランスチーム 資料

2012.09.21

I 全国地域婦人団体連絡協議会概要（別紙1）

II 全地婦連のワークライフバランスについての取り組み

以下の2つに大別される。

- ・ファミリー・サービス・クラブ事業
- ・子どもを見守り育てる事業

■「ファミリー・サービス・クラブ事業」

◎厚生労働省の「ファミリー・サポート・センター事業」の先駆け

- ・スタート：昭和57（1982）年7月

労働省の補助事業としてスタート

「家事などをお互いに助け合って社会参加をすすめよう」と呼びかけ

- ・事業内容：会員がそれぞれの特技や余裕の時間を生かして相互に助け合い、女性の社会参加の手助けをしようというもの。

一留守番や掃除、洗濯、買い物、料理など家事の一部や、病人の簡単なお世話、お年寄りの話し相手、保育園の送迎、学習の手伝いからスポーツ活動の指導などー

- ・仕組み： 相互活動を希望する女性を中心に会員を募り、会員同士が必要に応じた援助活動を行う。

月50円から100円程度の会費を納め、手助けを受けた人は1時間400～500円程度の報酬を支払うという仕組み。

その際、10%程度の手数料をクラブに納め、会費とともにクラブの運営費となる。

- ・事業概要：人口20万人以上の都市が対象で、1982年に14都市が事業開始した（旭川、高崎、千葉、東京、横浜、富山、和歌山、豊中、堺、神戸、姫路、久留米、長崎、宮崎）。

その後、人口20万人以上の規制が緩和され、58年に川崎、60年に秋田、豊田、61年より名古屋、福井、63年より那覇、平成元年より青森、敦賀、沖縄、3年より岡崎、5年より江別の各都市が加わった。

この段階で会員4837人、年間の援助依頼件数3万4008件、就業件数3万3436件で、依頼の98%に対応していた。

- ・事業の推移

労働省が平成6年度から「ファミリー・サポート・センター事業」を全国の自

治体で実施することになり、11年間続いたファミリー・サービス・クラブの補助金が打ち切られた。

この時点での実施18都市は中止か継続かの選択を迫られ、16都市が継続を示したが、しだいに事業縮小、廃止を余儀なくされ、平成24年現在は4都市のみとなっているが、全地婦連はファミリー・サービス・クラブ保険を管理して、側面からの支援を続けている。

・新たな事業展開

加盟団体傘下においては、厚生労働省の「ファミリー・サポート・センター事業」を実施している団体もある。

＜活動事例＞

一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会加盟のNPO法人ふぁみりあネットは、平成14年4月から「ファミリー・サポート・センター事業」を実施している。（別紙2）

■子どもを見守り育てる事業

◎全地婦連と加盟団体の取り組み

- 1) 加盟団体の代表すべてが出席するリーダー研修会、幹部研修会において研修及び情報共有をし、加盟団体の今後の活動に資する。
- 2) 全国大会（年1回開催）において、事例報告、研修、情報共有をし、今後の活動に資する。

全国大会では決議・宣言を行い、関係省庁機関等に要請活動をする。

- 3) 全国を7つのブロックに分けたブロック会議において、構成団体の事例報告、研修、情報共有をし、今後の活動に資する。

ブロックの中においては、決議・宣言を採択するところもあり、重要課題を選定している。

◎活動事例は別紙3を参照ください。

III 終わりに

全地婦連は時代に先駆けて、ワークライフバランスに取り組んできており、今後も地域に根付いた活動を展開していきます。